

都電景観軸の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 規模	
	<p>都電や都電通りなどから見たときの連続性に配慮するとともに、圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の工作物は避ける。</p> <p>記載欄</p>
(2) 形態・意匠・色彩等	
	<p>色彩は、別表に定める色彩基準 に適合するとともに、都電や都電通りの景観との調和を図る。（ただし、観覧車などの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たない工作物を除く。）</p> <p>記載欄</p>
	<p>建築物の外装材は、都電や都電通りの景観に配慮するとともに、地域で親しまれている素材・色がある場合は、その活用に努める。</p> <p>記載欄</p>
	<p>周辺の主要な眺望点（道路・駅・交差点など）から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。</p> <p>記載欄</p>
	<p>設備等は、目立たないように工夫するか緑化等により修景するなど周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--